

平成 31 年度 国立大学法人兵庫教育大学 年度計画

(注)□内は中期計画,「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

01 教員養成スタンダードと授業との関係がより密接になるようカリキュラムマップを見直し、併せて学修の段階や履修の順序性など教育課程をより体系的に理解させるためのナンバリングを実施する。また、校種間の連携やグローバル化対応等の国や地域の教育課題を見据えた教育課程の改善、再編成を行う。

- ・01 カリキュラムマップに基づき、教員養成スタンダード項目の達成に向けた教育を着実に実施しているか確認する。また、平成31年度から開設する新教育課程を着実に実施し、運用上の課題を整理する。

02 学生の主体的な学修を組織的に推進するため、アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法を拡充し、併せて、学生に能動的な学習指導法、及びそれを通して育成すべき資質・能力とは何かを修得させる。また、学修時間の確保、シラバスの充実及び学修成果の可視化に取り組む。

- ・02 アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法の拡充に取り組む。また、「クラスセミナーⅠ・Ⅱ」を中心に、アクティブ・ラーニングを取り入れた学生の主体的な学修を推進し、修得すべき資質や能力について学生自身に考えさせる。学修時間の確保を促す取組を行い、教育支援システムを活用した学修成果の可視化を行う。

03 厳格な成績評価を行うため評価方法を見直すとともに、学生による授業評価の結果の分析を行い、授業改善の具体的指針を明確化する。また、卒業認定については、新人教員としての資質や能力を着実に育成する観点から、ディプロマ・ポリシーに従って、卒業判定基準に基づき厳密に行う。

- ・03 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性を吟味し、学修成果の評価の方針を明示する。それをもとに厳格な卒業判定基準により卒業認定を行う。
これまでの実績を踏まえ、授業改善の具体的指針を定める。学生による授業評価や教員の授業についての意見交換を通して、組織的な授業改善活動を推進する。

② 修士課程

04 修士課程の組織改革に沿って、大学院における教員養成スタンダード（大学院）及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに社会的ニーズを踏まえて教育課程を改善する。

- ・04 教員養成スタンダード（大学院）に関するアンケートを実施し、スタンダードに基づく力量形成の状況を確認し、運用方法等を改善する。また、人間発達教育専攻改編後の教育課程を着実に実施する。

05 学生の主体的な学修を組織的に推進するため、アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法を拡充し、併せて、学生に能動的な学習指導法、及びそれを通して育成すべき資質・能力とは何かを修得させる。また、教員養成スタンダード（大学院）に示された資質・能力の観点から授業内容・方法を見直し、シラバス改善、学修成果の可視化に取り組む。

- ・05 アクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法の拡充に取り組む。また、高度専門職業人としての資質や能力が育成されているか、学修成果の可視化に取り組むとともに、課題を整理する。

06 厳格な成績評価を行うため評価方法を見直すとともに、学生による授業評価の結果と教員養成スタンダード（大学院）の観点から、授業改善の具体的指針を明確化する。また、修了認定については、教育に関連する質の高い人材を育成する観点から、ディプロマ・ポリシーに従って見直し、厳格化した修了判定基準に基づき厳密に行う。

- ・06 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性を吟味し、学修成果の評価の方針を明示する。それをもとに厳格な修了判定基準により修了認定を行う。
これまでの実績を踏まえ、授業改善の具体的指針を定める。学生による授業評価や教員の授業についての意見交換を通して、組織的な授業改善活動を推進する。

③専門職学位課程

07 小学校教員を中心とした新人教員養成、教科指導・生徒指導・グローバル化対応等に優れた力量を持つミドルリーダー養成、学校経営・教育行政に携わるトップリーダー養成の高度化を見据えて、教育課程を改善する。

- ・07 新教育課程（平成31年度）を着実に実施し、運用上の課題を整理する。

08 授業方法の改善に取り組むために教員養成スタンダード（大学院）と連携させた教育課程の効果について検証を行うとともにシラバスの充実、学修時間の確保、学修成果の可視化、アクティブ・ラーニングの深化により、学生の主体的な学修を組織的に推進する。また、教育実習総合センターとの連携を踏まえ、実習の効果を上げるため、メンター教員と連携し、実習内容を充実させる。

- ・08 教職大学院拡充後（平成31年度）の実習を充実させるため、修学指導教員、メンター教員、及び学生の三者で行うチームコンサルテーションを有効に機能させる。

09 成績評価の基準を明確化し、より緻密な学生の資質向上を確認する成績評価やディプロマ・ポリシーに沿って厳密な修了認定を行う方法を強化する。

- ・09 平成31年度に再編したコースを含め成績評価の基準を明確化するためシラバス点検を強化する。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、専門職学位課程で共通する「教育実践研究報告書」の評価の観点・審査基準を検討し、策定する。

④博士課程

10 教職大学院等において教育を担当できる研究者を育成するために、教育実践学コンピテンシーに基づき、必要な能力・資質を身に付けられるよう教育課程及び教育方法を改善する。また、ディプロマ・ポリシーに沿った明確な基準のもとに、学位授与（修了）の認定を行う。

- ・10 教職大学院等において教育を担当できる大学教員育成に向けた教育の改善策を実施するとともに、さらなる改善のために課題を整理する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

11 社会のニーズや本学のミッションの実現に対応できる教員の配置について明確な方針を策定し、厳正な評価に基づいて女性、若手、外国籍の教員を積極的に採用する。若手教員の採用については、40歳未満の若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を第3期中期目標期間末時点で14%以上となるよう促進する。また、教育効果等の観点から、必要に応じて教育研究組織の役割分担（学部・大学院等）の比重を見直す。

- ・11 「女性、若手、外国籍の教員の配置方針」に基づき教員を採用する。また、大学改革に伴う教育研究組織の改革を推進する。

12 教育活動に対する評価結果を教育の質の向上や改善に結びつけるため、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を中心とした組織的取組により、ベストクラスの選定、教員養成スタンダードのカリキュラムマップの改善等、全学的なファカルティ・ディベロップメント活動を推進する。

- ・12 学生・教職員のFD活動交流会においてベストクラスの選定を行い、評価される授業の要素を学内教員に公表し、授業改善に活用させる。ベストクラスに選定された授業を学内外に公開し、アクティブ・ラーニングに関する研究会を学外者も対象として開催する。

13 学生・教職員のICTに関するリテラシーを向上させ、遠隔講義システム等、情報ネットワークの教育的活用を図るための教育環境を充実させる。

- ・13 ・ICTに関するリテラシーを向上させるため、平成30年度に実施した情報セキュリティ研修や自己点検等の実施結果を踏まえ、研修内容を改善し、情報セキュリティに関する啓発活動を継続実施する。
・兵庫県内の大学や学内のキャンパス間における遠隔講義システム等の活用方法を幅広く検討し提案する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

14 全学的な学生生活実態調査方法を改善し、第3期中期目標期間中に3回以上行うとともに、学長が学生から直接意見を聞く場を年複数回設定する。また、提案箱やクラスミーティングなど様々な場を通じて学生のニーズを把握し、学生の生活環境の改善を行う。

- ・14 学長等役員と学生とのミーティングを複数回開催し、学生からの意見を全学で共有して必要な改善を行う。また、学生生活実態調査を実施し、学生の生活実態及びニーズの把握に努め、必要な改善を行う。

15 特別な配慮が必要な学生等への支援のための関係部署の連携体制の整備、防犯体制の強化など安全・安心に配慮した学生寄宿舎等の学内環境の整備、学生による不登校児童生徒支援や学校現場での学習支援等のボランティア活動など、学修・生活・課外活動支援を充実させる。

- ・15 ・障害学生支援室の取組を充実させる。
- ・学内の環境整備を行い、学生寄宿舎改修計画の具体策について、検討を行う。
- ・学生主体による自主的・計画的なボランティア活動をより活性化させるため、引き続きボランティアステーション年間活動計画表を記載したリーフレットを学生に配付し、不登校児童生徒支援活動や地域社会における子ども支援活動等を促進させる。また、ボランティアに対する学生の知識や理解を深めるため、ボランティアステーション主催の講演会等を開催する。

16 経済的支援が必要な現職教員や教員志望学生等に対し、学生のニーズ、費用対効果、及び財政状況を考慮した支援体制を整備することにより、独自の奨学金や研究費等の支援を受ける学生数を第2期中期目標期間末比2割増加させる。

- ・16 ・本学独自の奨学金や研究費等の新制度導入の成果検証を行い、必要に応じて、新制度の見直しを行う。
- ・平成30年度に達成した本学独自の奨学金や研究費等の支援を受ける学生数を第2期中期目標期間末比2割増となる60人以上とすることを維持する。

17 教職キャリア開発センターの就職・キャリア支援の取組を推進し、高い教員・保育士就職率を維持する。学部については、80%（進学者を除く）を確保する。修士課程については、臨床心理学コースを除き、教員・保育士就職率70%（進学者を除く）を確保する。専門職学位課程については、教員就職率100%（進学者を除く）を確保する。**【戦略性が高く意欲的な計画】**

- ・17 ・教員・保育士就職率を維持・向上させるため、採用試験対策に係る重点的取組を着実に実施する。
- ・学部については、教師力養成特別演習の内容を精査し、より実践に即した演習として実施する。
- ・修士課程、専門職学位課程については、教職キャリア開発センター内に大学院学生専用の相談ブースを常設する。さらに、教採対策1dayセミナーや教採特別講座を充実させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

18 入試制度の改革にあわせて、次世代の教育を担う教員となるにふさわしい資質や能力などを多角的に評価するため、面接を重視する等の入学者選抜方法の改善を行う。

- ・18 ・平成30年度に実施した入学者選抜方法を検証し、改善策を策定・実施する。
- ・大学入学共通テスト導入に対応した2020年度に実施する入学者選抜方法を策定・公表する。

② 修士課程

19 大学院の組織改革に対応した教育研究等の広報活動を充実させるとともに、自らの資質能力の向上を志向する現職教員や高い専門性と実践力を持った初等・中等教育教員になることを強く志向する者及び学校教育分野の心理専門職になり得る人材に対応するため、多様な修学背景や専攻・コース等の特性に応じた入学者選抜を実施する。

- ・19 組織改革に対応した修士課程の教育研究等についてWebページを活用して広報活動を充実させる。また、組織改革に対応して定めた選抜方法による入学者選抜試験を実施する。さらに、その実施を踏まえ、課題を整理・改善し、2021年度からの組織改革に対応した入学者選抜方法を定める。

③ 専門職学位課程

20 教職大学院の整備拡充に対応した教育研究等の広報活動を充実させるとともに、学校現場における実践力・応用力を備えた指導的役割を果たすスクールリーダーや新しい学校づくりの有力な一員となる新人教員になり得る人材に対応するため、多様な修学背景や専攻・コース等の特性に応じた入学者選抜を実施する。

- ・20 組織改革に対応した専門職学位課程の教育研究等の広報活動を積極的に行う。また、組織改革に対応して定めた選抜方法による入学者選抜試験を実施する。さらに、その実施を踏まえ、課題を整理・改善し、2021年度からの組織改革に対応した入学者選抜方法を定める。

④博士課程

21 博士課程の人材養成の目的を広く周知させるとともに、実践に根ざした学校教育学研究の一層の推進を図る見地から、現職教員をはじめ教育実践学の研究を志す者の受入れを継続的に行う。

- ・21 博士課程の人材養成の目的を広く周知する。また、構成大学の拡充に対応した広報活動を行い、入学者選抜を実施し、課題を整理・改善する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①学士課程、修士課程、専門職学位課程

22 教育現場に根ざし、学校現場の課題改善・解決に結びつく理論と実践を融合させた教育実践研究を実施し、その成果を客観的なエビデンスとともに示す。

- ・22 ・平成30年度に見直した募集要項に基づいて、「理論と実践の融合」に関する共同研究を実施する。
・平成30年度に実施した研究業績選定の試行における課題について検討し、改善した方法で研究業績の評価・選定を行う。

23 図書館が管理するリポジトリ等を利用して、研究成果を組織的に把握・集約するシステムを構築し、研究成果をWebページ上で公開する等、効果的に社会に還元する。

- ・23 研究成果を効果的に社会に還元するため、研究成果を把握・集約するシステムの構築に着手する。

②博士課程

24 連合大学院における教育実践学研究として、国内外に広がるプロジェクト研究及び個人レベルの学術研究を推進し、その成果を関連学会等で公表し、教育現場に還元する。**【戦略性が高く意欲的な計画】**

- ・24 国内外に広がるプロジェクト研究等を継続して推進し、その成果を関連学会及びWebページ等で公表することにより、教育現場に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①学士課程、修士課程、専門職学位課程

25 本学が行う先導的研究や海外を含めた教育諸機関との共同研究を推進するとともに、成果に応じたインセンティブの導入や研究活動の外部評価体制を構築することにより、研究の質を向上させる。また、先導研究推進機構において、リサーチ・アドミニストレーターを導入し、研究活動を推進する。

- ・25 研究活動の外部評価体制を構築する。

26 平成27年度に策定した「研究活動の不正行為への対応等に関する規程」を教員の研究活動と学生への研究指導に対して徹底させるため、研究倫理に関する委員会等の組織を整備し、運用する。

- ・26 研究倫理教育検討ワーキングにより、効果的な研究倫理教育の検討を行い、実施する。

②博士課程

27 教育実践学研究遂行のため、リサーチ・アシスタントを活用し、構成大学、教育現場・教育委員会、諸外国の研究機関等と連携した共同研究を推進し、第3期中期目標期間中に6件以上のプロジェクトを実施する。

- ・27 リサーチ・アシスタントを活用して、研究機関等と連携した新規共同研究プロジェクトを1件以上実施する。また、諸外国を含む研究機関等と連携した研究を推進する。

28 博士課程において研究倫理委員会を設置し、現行の博士課程研究倫理ガイドラインを基に、各構成大学の研究倫理規程を踏まえた共通の研究倫理規程を平成28年度中に整備し、研究倫理に関する教育を充実させ、研究・研究指導を行う。

- ・28 整備した共通の研究倫理規程に基づき、研究倫理に関する教育を実施する。

3 現職教員の高度化に資する学び直し・研修に関する目標を達成するための措置

29 学校現場の職務実態を考慮し、現職教員の修学ニーズに応えるため、神戸ハーバーランドキャンパスを拠点として、教職大学院新コースの設置、教育委員会との連携による研修の実施、及び次世代の教育を実践できる人材を養成する教育プログラム等の創設を行う。**【戦略性が高く意欲的な計画】**

- ・29 平成30年度に設置した教員養成・研修高度化センターを中心に、学校現場の職務実態や現職教員のニーズを踏まえ、またラーニングポイント制及び兵庫県等の教員育成指標を視野に入れた次世代の教育プログラムの開発を行う。

30 教育委員会と連携して、本学の卒業生・修了生を中心とした現職教員に学びのニーズ等に関する調査を実施するとともに、本学の卒業生・修了生の教育現場での勤務状況等の評価について勤務校の管理職等に調査を行う。これらの結果を教育の質保証と教員養成の高度化に反映させる。

- ・30 大学院修了生(現職教員)を対象に学びのニーズ等に関する調査を実施する。また、大学院修了生(現職教員)の勤務状況等の評価について勤務校管理職等を対象に調査を実施する。それらの結果を教育の質保証と教員養成の高度化の取組に活用する。

4 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①教育委員会等と連携する研修支援

31 学校現場の様々な課題等を解決するため、現職教員の学び直し・研修の拠点としての本学の特性を最大限に生かしながら、教育委員会などの教育機関と連携した多様で多彩な現職教員研修や教員免許状更新講習等を実施する。

- ・31 これまでに実施した研修、講習でのアンケート結果等を踏まえたニーズや学校現場の様々な課題を解決するため、教育委員会等の教育機関と連携した多様な研修、講習を実施するとともに、新たな研修、講習の企画立案を行う。また、免許状更新講習についてはニーズの高い講習を引き続き実施する。

②地域貢献と地域連携

32 兵庫県内の学校現場や自治体等と連携協働し、地域の教育や学校活動サポート等、ニーズや課題に応じた事業を積極的に実施する。

- ・32 学校現場や自治体等のニーズ、課題等の情報収集・分析を実施し、その結果を踏まえた新たな連携事業等の企画立案を行う。また、連携を拡大するため、新たな連携地域等と協定を締結(2協定)する。

③大学間連携

33 高等教育に関する様々なニーズに対応しながら、兵庫県内の大学等を中心とした大学間の交流を活性化し、学修・研究活動等の分野において、教職アドバンスプログラム等の相互に連携協働する事業を開発・推進する。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・33 教職アドバンスプログラムの取組を踏まえて教員養成の高度化に資する大学間連携協働事業を進展させるため、兵庫県内において教職課程をもつ大学、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会と連携し、兵庫県における教員の育成について協議をする場を再構築する。

④卒業生・修了生との連携と活動支援

34 本学の教育研究の進展及び教育現場の活性化のため、学部同窓会や全国組織である大学院同窓会と連携した広域のネットワークを構築し、卒業生・修了生対象の研究大会の開催、修了生との共同研究の実施など、学校現場の諸課題の解決に役立つ教育実践活動の支援を行う。

- ・34 教育実践活動の充実のため、共同研究の募集や研究論文の発信をはじめ、研究会・研修会における広報や教育実践者の活用など支援を行う。

5 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

35 優秀な留学生を増加させるため、生活支援と日本語教育の充実を含めた留学生受入れ方策を充実させ、第3期中期目標期間中に計200人以上の留学生を受入れる。

- ・35 平成30年度に作成した日本語教育拡充を含む外国人留学生の学習支援方策及び生活支援方策の運用を開始する。また、英語による学習環境支援について検討を開始する。

36 グローバル化に相応しい教育研究の連携や人的交流を推進するため、海外の大学・研究機関等との新たな交流協定の締結を行い、協定大学の数を第2期中期目標期間末比2割増加させる。

- ・36 海外の大学・研究機関等と新たな交流協定を1件以上締結する。また、引き続いて交流協定に基づき交流事業を実施する。

37 留学や海外研修を含めた日本人学生の海外派遣を促進するための支援体制の拡充を図り、第3期中期目標期間中に計150人以上を海外へ派遣する。

- ・37 留学や海外研修を含めた日本人学生の海外派遣を促進するために支援し、平成31年度に24人以上の学生を海外に派遣する。

38 近隣自治体が運営する国際交流団体等と連携・協力し、学生が、地域におけるグローバル化に関する学習や体験を推進できる能力を身につけるための体制を構築する。

- ・38 日本人学生や外国人留学生が地域におけるグローバル化に関する学習や体験活動を推進する機会を増やすために、関係する機関と引き続き協議する。

39 グローバル化と学生の英語力の強化を推進するため、学生が海外で行う研修活動等を単位化対象とする授業科目を創設する。

- ・39 学生が海外で行う研修活動等を単位化対象とする授業（グローバルスタディーズ科目）を開設するとともに、運用上の課題等を整理する。また、実用英語技能検定等の外部試験を活用した学部学生の英語力向上の取組を進める。

（2）附属図書館に関する目標を達成するための措置

40 学生のニーズを踏まえ、教育実践に資する資料を整備するとともに、ラーニングコモンズを中心とした学修支援機能の向上により、利用者数を第2期中期目標期間の総利用者数の10%を増加させる。

- ・40 平成30年度に策定した資料収集方針に基づき蔵書の構築に着手する。また、ラーニングコモンズを中心とした学修支援機能について中間評価を行う。

41 本学の教員と連携し、授業やセミナー等広く教育活動に資する事業を展開するとともに、教員の研究成果をリポジトリ等で一元的に把握し発信することにより、大学の教育研究機能を支援する。

- ・41 ・図書館改革プランに基づき、教職員と学生の協働による学修支援事業を企画・実施する。
・オープンアクセス指針に基づき、教育研究成果の収集及び発信を促進し、大学の教育研究機能を支援する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

42 実地教育に対して必要最低規模の現状クラス数を維持しつつ、基礎的かつ社会の要請に応じた実践的指導力を養うために、実習校としての機能を充実させる。また、実地教育の高度化に関連して、附属学校園内の先進的教育の実践のため、ユニバーサルデザイン化やIT機器などを活用して、すべての子ども達に必要な応じた学習ができる仕組みを作るとともに、プロジェクト的な学習やアクティブ・ラーニングを促進する。

- ・42 新総合領域「未来デザイン」の教育課程及びクロスカリキュラムの研究等を行う。教育委員会等と連携して参加型公開授業や、公立学校教員を対象とした研修等を大学教員と共同で実施する。

43 附属学校園が大学と一体となって研究を推進する仕組みを構築し、恒常的な連携によって研究活動を活性化させ、幼・小・中の継続性を強化したカリキュラム研究等に取り組む。また、大学の機能強化のための実験的・先導的な取り組みとして、特別支援教育の新たな展開を踏まえた発達障害への対応、及び子育て支援ルームと附属幼稚園が連携した就学前教育を充実させる。

- ・43 ・大学教員、公立学校教員及び附属学校教員が一体となって幼・小・中の継続性のあるカリキュラムを開発し、そのカリキュラムの試行実施及び検証を行う。
・不登校児童生徒の学習環境整備や特別支援教育の新たな展開を踏まえた発達障害等への対応として、既存の施設の活用も含め、学習支援に繋がる方策を検討する。
・平成30年度に作成した、子育て支援ルームと附属幼稚園との連携を強化したカリキュラムに基づき、0～5歳児の就学前教育を実施する。

44 附属学校園と西日本の各自治体との豊富な教員人事交流実績をもとに、地域と連携しながら、公教育の指導的立場になる教員の育成を行い、活動成果を地域の教育研究活動に還元する。また、第3期中期目標期間中に各自治体等との教員人事交流を25件以上行う。

- ・44 地域のモデル校として、附属学校の研究発表会や教科等の授業研究会を引き続き実施し、教育委員会等に附属学校の研究成果を公表する。また、県内外を問わず交流元教育委員会と連携して、人事交流で附属学校園に在勤している教員が附属学校園での活動成果をより広く還元できるようにするため、教員同士の情報交換ができる方策を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

45 国の制度改正を踏まえつつ、学内規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、IR・総合戦略企画室等による学長を支援する体制を強化する。また、監事機能の強化や自己点検・評価体制の強化、経営協議会の運用の工夫改善など学外有識者の意見を大学運営に適切に反映させる。

- ・45 権限と責任が一致した意思決定システム、明確化された法人運営組織の役割分担、IR・総合戦略企画室による学長支援体制など学内規則等を含めたガバナンス体制の点検を行う。また、監事監査報告及び意見、自己点検・評価で抽出された課題及び学外有識者から出された意見を大学運営に反映させる。

46 教育委員会等との人事交流、及び関連する法律の整備状況等を踏まえたクロスアポイントメント制度の導入等により、学校現場での指導経験や関連業種の実務経験を持つ大学教員の割合を第3期中期目標期間末に50%確保する。また、年俸制の運用状況について検証及び業務評価体制等の制度改善を行いつつ、第3期中期目標期間中に年俸制適用教員を5%以上とする。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・46 学校現場での指導経験や関連業種の実務経験がない大学教員のうち2人について、実務経験研修を実施する。平成30年度に策定した国公立大学及び独立行政法人等とのクロスアポイントメント制度による人事交流の方針に基づき、協定先の情報収集を行う。

47 キャリアパスに応じた研修体系と年間プログラムを整備し、学内外の合同研修等、効率的な研修の実施を推進するとともに、外部機関への研修生を毎年1名派遣する。

サバティカル制度等の海外研修を推進するため、制度の改善を行い、第3期中期目標期間中に教員を10人以上派遣する。

- ・47 ・教職員研修体系に基づき、研修を実施する。
・事務職員については、外部機関へ研修生を1人以上派遣する。
・大学教員については、サバティカル研修制度等を活用して、海外へ2人以上派遣する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①学士課程

48 大学院との一貫教育、幼保一体化、小中一貫教育など政策状況の変化や社会的ニーズに応じて、教員養成の高度化に対応した専修・専修のコースの再編を含めた学部組織改革を行う。

- ・48 新教育課程を実施するにあたり、教職科目の実施組織を整備する。また、学部組織改革のもとで構築した学修指導体制（クラス制）による教育を確実に機能させるため、課題を抽出し改善する。

②修士課程

49 教科教育に関する先端的・実践的なカリキュラム改革を推進するとともに、教職大学院修了者の教員採用、処遇等の条件整備を考慮の上、第3期中期目標期間中に段階的に教職大学院へ移行する。また、その他の修士課程の教育に関わる社会的ニーズに適合する人材育成のための組織の充実・改善を進める。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・49 教科教育に関する先端的・実践的なカリキュラム改革の推進及び教育に関わる社会的ニーズに適合する人材を育成するため、大学院全体の組織再編案を作成・決定し、再編に取り組む。

③専門職学位課程

50 全国最大規模の教職大学院組織を維持し、そのトップランナーとして先進的な教員養成の高度化に資する教職大学院となるため、平成28年度開設の「教育政策リーダーコース」、「グローバル化推進教育リーダーコース」を含めた専攻・コースの組織再編を行い拡充する。

- ・50 先進的な教員養成の高度化に資するため、教職大学院の拡充に向けた大学院全体の組織再編案を作成・決定し、再編に取り組む。

④博士課程

51 全国の教職大学院等で教育指導を担当できる教育実践学の優れた研究者の養成機能を強化するため、連合大学院博士課程の連携・拡充による我が国における拠点形成を視野に入れて、教育・研究組織を整備・充実させる。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・51 平成31年度から拡充した連合学校教育学研究科について、教育・研究機能に係る成果等を収集・整理し、点検・評価のための枠組を整備する。

⑤センター組織

52 IR・総合戦略企画室による国の政策動向や学内情報を集約・分析した結果を活用し、教員養成の高度化を推進するため、ナショナルセンターの機能を有する教員養成高度化実践センター（仮称）を平成32年度内に設置する。【戦略性が高く意欲的な計画】

- ・52 IR・総合戦略企画室の学内情報等の集約・分析結果及びそのレポートを活用し、平成30年度に設置した教員養成・研修高度化センターにおいて、教員養成・研修高度化に資する現職教員のリカレント教育システム及び次世代の教育プログラムの研究開発を行う。

3 女性の活躍・男女共同参画に関する目標を達成するための措置

53 男女共同参画の推進体制を整備し、就業環境の充実及び意識啓発事業を実施するとともに、第3期中期目標期間中に女性役員1名以上、女性管理職の割合を15%以上とする。

- ・53 見直しを行った男女共同参画の推進体制でさらなる就業環境の充実策及び意識啓発事業を実施する。また、引き続き、女性役員を1人以上、女性管理職割合を15%以上とする。

54 女性教職員の支援体制に係る情報提供や、女性職員による業務説明会の実施等により、女性教職員の採用を促進し、第3期中期目標期間中の女性教職員の採用比率を平均30%以上（人事交流除く）を維持する。

- ・54 女性教職員の就業支援体制に係る情報提供及び女性職員による業務説明会を実施する。これらを含めた取組を通して、引き続き、女性教職員の採用比率を平均30%以上（人事交流除く）とする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

55 ミッションの再定義で明らかにした教員養成の高度化の取組などを強力に支援するため事務組織の機能・編成の見直しを行う。

- ・55 教員養成・研修高度化センターの設置及び教職大学院の拡充に伴う事務組織の機能等の見直しを行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

56 外部研究資金獲得に向けたインセンティブ制度を充実させ、外部研究資金の募集情報の提供を密に行うなど、研究支援体制を強化し、第3期中期目標期間中、大学の収入に占める外部研究資金の平均割合を、第2期中期目標期間中実績以上にする。

- ・56 外部研究資金に関する情報の従来提供内容及び方法について見直しを行い、より効果的な情報発信を行う。併せて、申請者の増加を図るため、外部資金の申請状況や獲得状況等の情報を提供する。

57 多様な資金調達方策として、新たに「教員養成高度化推進基金（仮称）」を創設し、学内外への広報活動を展開することにより、第2期中期目標期間末の兵庫教育大学教育研究振興基金残額の100%以上に相当する収入を第3期中期目標期間中に達成する。

- ・57 国立大学法人兵庫教育大学基金運営委員会において策定した計画に基づき、広報活動を展開する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

58 他大学等との共同調達、複数年契約やリース契約の拡大、アウトソーシングの導入検討など、業務運営の合理化・効率化や既存事業の徹底的な見直しを行うことにより、第3期中期目標期間中、一般管理費比率を平均6.5%以下に抑制する。また、第2期中期目標期間末の印刷物発行部数の50%以上を電子データ配付に移行し、印刷費を削減する。

- ・58 一般管理費執行状況を検証し、業務内容の見直し及び経費削減のための取組を着実に実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

59 学内外への広報活動を展開することにより、保有する土地・建物等のさらなる有効活用を行い、使用料収入額を第2期中期目標期間末比10%以上増加させる。

- ・59 平成30年度に実施した使用料収入を増加させるための方策を検証し、使用料を見直すなど改善策を策定する。

60 手元資金の安全かつ有利な運用を行い、第3期中期目標期間中、平均運用比率を50%以上にする。

- ・60 平成30年度に策定した資金運用の計画に基づき、資金を安全かつ有利に運用し、第3期中期目標期間の平均運用比率50%以上を維持する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

61 自己点検・評価、法人評価及び認証評価等を適切かつ効率的に行うため、評価委員会の業務を見直し、エビデンスや指標に基づく評価を実施し、学長のもとに設置された教育改善推進室においてPDCAサイクルを機能させ、また、監事やIR・総合戦略企画室と連携することにより評価の質向上と評価方法の改善につなげる。

- ・61 評価をさらに適切かつ効率的に行うため、評価委員会とIR・総合戦略企画室の連携をより強化する。
- ・教育の内部質保証に係る重要事項を有機的に機能させるため、その体制・規程等を見直す。また、学内組織の連携を強化することで、重要事項についてPDCAサイクルを機能させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

62 大学ポートレートを活用し、入学希望者や学校教育関係者に本学の強みをアピールするなど情報発信に取り組む。

- ・62 本学の入学希望者や関係者にアピールできる本学の強みや特色を抽出し、大学ポートレートやWebページに反映する。

63 Webページのアクセス解析を元に、ステークホルダーが必要な情報にすばやくアクセスできるよう、サイト構成を見直すとともに、本学のWebページ（英語版を含む）の更新・管理体制を構築し、トータルアクセス数を第2期中期目標期間末比15%以上増加させる。また、ステークホルダーを考慮した広報誌等を作成し、積極的に情報発信を行う。

- ・63 アクセス解析を基にWebページの再構成を進めるとともに、情報発信の強化に向けてSNS導入に着手する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

64 快適なエコキャンパスとするため、キャンパスマスタープランを見直しガバナンス管理された戦略的な施設マネジメントにより、第3期中期目標期間中、既存施設の有効活用及び施設設備の改修を教育研究施設の10%以上について実施し、計画的な維持管理を行う。

- ・64 キャンパスマスタープラン、兵庫教育大学施設マネジメントシステムに基づき、学長ガバナンスのもと戦略的な施設マネジメントによる既存施設の有効活用及び施設設備の改修（平成28年度から平成31年度末までの累計で教育研究施設の11%以上）を実施する。また、戦略的な施設マネジメントを推進する上で重要なキャンパスマスタープランの点検・評価を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

65 「大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書」に基づき、被災大学に対する迅速かつ的確な緊急支援、復旧支援体制を整備するとともに、事業継続計画を充実させる。

- ・65 事業継続計画に基づき、年1回以上の訓練を実施し、復旧体制や方法等の点検・見直しを行う。

66 研修の受講や説明会の開催を通じて安全衛生に対する職員の意識向上に取り組むとともに、衛生管理や安全管理関連の資格取得に係る費用負担等の支援をすることにより、有資格者数を第2期中期目標期間末比30%以上増加させる。

- ・66 全学教職員会議において、安全衛生管理についての研修を実施する。また、安全管理関連の資格取得に係る支援制度の充実策を検討し、広く周知するとともに、第1種衛生管理者資格の有資格者数を5人以上とする。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

67 コンプライアンス体制及び危機管理体制を整備・強化するとともに、新任教職員対象及び全教職員対象の研修をそれぞれ年1回以上開催する。また、外部団体が主催するコンプライアンス、内部統制に係る研修に監査担当職員が毎年1回以上出席することにより監査機能を向上させる。

- ・67 危機管理体制及び危機管理マニュアルを見直すとともに、新任教職員対象及び全教職員対象のコンプライアンス研修を1回以上開催する。また、外部団体が主催するコンプライアンス、内部統制に係る研修に監査担当職員が1回以上出席する。

68 種々の「ガイドライン」を踏まえ、研究倫理教育や研究費不正使用防止に関する研修の受講率100%達成、構成員からの誓約書の徴取、取引業者からの誓約書の徴取等、第2期中期目標期間中に整備した研究不正防止、研究費不正使用防止に係る体制について不断の改善を行う。

- ・ 68 研究倫理教育や研究費不正使用防止に関する研修を体系的に実施し、教職員（附属学校園含む）の受講率100%を維持する。

69 教職員に対して会計に関する学内規則等の研修会を新任教職員及び全教職員対象にそれぞれ年1回以上実施し、会計ルールに関する知識向上及び法令遵守の意識高揚を行うことにより、不適切な会計処理を発生させない。

- ・ 69 会計規則等で定められた会計上のルールや遵守すべき事項を取りまとめた「会計ルールハンドブック」の内容を見直し、全教職員に周知するとともに、平成30年度に引き続き新任教職員及び全教職員を対象とした研修会を実施する。

70 情報システムの技術的対策を継続して実施するとともに、全構成員に対し、情報セキュリティに関する啓発活動を年1回以上行い、大学全体のセキュリティレベルを向上させる。

- ・ 70 平成30年度の実施結果及び発生事案を踏まえ改善した研修を全構成員に対し年1回以上実施するとともに、最近の情報セキュリティを脅かす脅威とその対策等を全学教職員会議や教授会等で報告するなど啓発活動を強化する。また、必要に応じて技術的対策を行う。

**VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照**

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

868,887 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・整備の内容	予定額	財源
山国団地附属幼稚園改修, 嬉野台団地ライフライン再生（電気設備）, 嬉野台団地ライフライン再生（給水設備）, 嬉野台団地ライフライン再生（排水設備）, 山国団地ライフライン再生（排水設備）他, 小規模改修	総額 609	施設整備費補助金（587） （独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（22）

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 女性、若手、外国籍の教員の配置方針に基づき、教員を採用する。
- 学校現場での指導経験や関連業種の実務経験がない大学教員のうち2人について、実務経験研修を附属学校園で実施する。
- 平成30年度に策定した国公立大学及び独立行政法人等とのクロスアポイントメント制度による人事交流の方針に基づき、協定先の情報収集を行う。
- 事務職員については、教職員研修体系に基づき研修を実施する。また、外部機関へ研修生として1人以上派遣する。
- 見直しを行った男女共同参画の推進体制でさらなる就業環境の充実策及び意識啓発事業を実施する。

（参考1）平成31年度の常勤職員数 298人

また、任期付職員数の見込み 21人

（参考2）平成31年度の人件費総額見込み 3,015百万円（退職手当を除く。）

(別紙)

VI 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成31年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,411
施設整備費補助金	587
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	22
自己収入	1,008
授業料, 入学金及び検定料収入	897
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	111
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	124
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	55
出資金	0
計	5,207
支出	
業務費	4,474
教育研究経費	4,474
診療経費	0
施設整備費	609
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	124
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	5,207

[人件費の見積り]

期間中総額3,015百万円を支出する (退職手当は除く)。

注1) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 当年度予算額124百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額50百万円。

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,754
経常費用	4,754
業務費	4,266
教育研究経費	1,034
診療経費	0
受託研究費等	53
役員人件費	65
教員人件費	2,232
職員人件費	882
一般管理費	336
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	151
臨時損失	0
収益の部	4,754
経常収益	4,754
運営費交付金収益	3,331
授業料収益	739
入学金収益	136
検定料収益	26
附属病院収益	0
受託研究等収益	53
補助金等収益	0
寄附金収益	71
施設費収益	183
財務収益	1
雑益	110
資産見返運営費交付金等戻入	70
資産見返補助金等戻入	9
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	23
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,207
業務活動による支出	4,000
投資活動による支出	1,160
財務活動による支出	47
翌年度への繰越金	0
資金収入	5,207
業務活動による収入	4,542
運営費交付金による収入	3,411
授業料，入学金及び検定料による収入	897
附属病院収入	0
受託研究等収入	53
補助金等収入	0
寄附金収入	71
その他の収入	110
投資活動による収入	610
施設費による収入	609
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	55

(別表)

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野 640人)
学校教育研究科	人間発達教育専攻 195人 (うち修士課程 195人)
	特別支援教育専攻 60人 (うち修士課程 60人)
	教科教育実践開発専攻 90人 (うち修士課程 90人)
	教育実践高度化専攻 285人 (うち専門職学位課程 285人)
連合学校教育学研究科	学校教育実践学専攻 32人 (うち博士課程 32人)
	先端課題実践開発専攻 16人 (うち博士課程 16人)
	教科教育実践学専攻 52人 (うち博士課程 52人)
附属幼稚園	160人 学級数 6
附属小学校	630人 学級数 18
附属中学校	360人 学級数 9